

部長	技監	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]			
受信年月日	平成 21 年 8 月 20 日 9 時 20 分 ～ 9 時 25 分	発信者	熱海市 まちづくり課 [Redacted]		
起案年月日	平成 21 年 8 月 20 日	受信者	[Redacted]		
決裁年月日	平成 年 月 日		[Redacted]		

題 標 [Redacted] 関連連絡

用 件 概 要

* 熱海市まちづくり課 [Redacted] から明日 (21 日) 行う予定であった [Redacted] との面会ができなくなった旨電話連絡があった。

- ・ 何度か [Redacted] に電話しているが、 [Redacted] が不在で、折り返し連絡をもらえるよう依頼していたが、何の連絡もない。
- ・ 社員である [Redacted] で [Redacted] で来て欲しいと依頼したが、 [Redacted] の命令がないと動けないと拒否された。
- ・ したがって明日の面会はできなくなった。
- ・ 以前面会したことのある [Redacted] が、社長の代理で書類を受け取っても良いとのことであるので渡したいと考えるがどうか。また、それができないのであれば郵送ではどうか。

([Redacted])

- ・ 明日の面会が不可となったことについては、了解した。
- ・ [Redacted] 氏からの代理受領の申し出については、確かに [Redacted] 氏は現在も登記簿上は [Redacted] となっているが、先日の面会で [Redacted] から [Redacted] とは縁を切ったこと、また、 [Redacted] の行状について良い話がなかったことから、廃棄物課としてはこの申し出を受けることは不適切と考える。

渡した書類が [Redacted] によりどのように扱われるか全くわからないこともその理由である。

市役所からの書類については、どうするか市で判断されたいが、できるならば、廃棄物課と歩調を合わせていただいた方が良いと思う。

- ・ 書類については、直接説明の上渡したい^ので、とりあえず郵送は考えない。

今後も [Redacted] との面会についてその可能性を探って欲しい。

<今後の対応>

[Redacted] と面会の上で、18条報告の要請書及び指導票 (決裁済) を渡すことを原則とし、ある程度の期間を経過しても面会が不可となった場合は、再度対応を検討する。